破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２３９号
青森県八戸市大字売市字小待３番地30、前住所青森県八戸市青葉３丁目29番６号　ラ・クレールＣ―102
債務者　田中　敏子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
青森県八戸市岬台４丁目１番Ｂ１―11号　市営住宅
債務者　石川　紀子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
青森県八戸市是川１丁目４番地　県営６Ｂ―２―１、前住所青森県八戸市是川１丁目４番地　県営７―１
債務者　盛　　紳一
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
青森県八戸市大字田面木字外久保24番地２
債務者　片桐　里奈
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
青森県八戸市小中野１丁目１番27号　桑原アパート３号室
債務者　菅野麻希子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
青森県八戸市大字美保野13番地2145　ナチュラルパーク221号室、前住所青森県八戸市大字市川町字高屋敷44番地１
債務者　浜山　英司
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
青森県八戸市小中野８丁目11番21号
債務者　坂井　　淳
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
青森県八戸市大字白銀町字砂森45番地４　関根方、住民票上の住所青森県下北郡大間町大字大間字大間89番地
債務者　蛯子みどり
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
青森県三戸郡南部町大字法師岡字白掛78番地２
債務者　浪岡　徳行
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
青森県八戸市売市１丁目７番16号　小西住宅３号、前住所青森県八戸市大字新井田字小久保尻１番地271
債務者　古里　良美
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
青森県八戸市小中野１丁目３番22号　栄荘７号
債務者　最上　勝司
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
青森県三戸郡階上町蒼前西１丁目９番地1678　メゾンソレイユ203号室、前住所青森県八戸市南郷区大字島守字道尻５番地１
債務者　田澤　春美
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第８４８号
盛岡市津志田町２丁目６番21―101号
債務者　近藤　美香（旧姓野里）
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５１５号
宮城県名取市高舘吉田字中在家48番地の２
債務者　入間川祐司
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５６号
仙台市若林区沖野２丁目６番12号　グレンパレスＯｋｉｎｏⅡ303
債務者　淺田　　健（旧姓玉川）
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０１号
宮城県多賀城市山王字北寿福寺29番地の33
債務者　今野　雅三
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係